

議会議案第 2 号

保育士等の配置基準及び地域区分の見直し等を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	中谷喜英
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野真樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

保育士等の配置基準及び地域区分の見直し等を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、新型コロナウイルス感染症への対応に努めながら、保育サービスを提供しているところであるが、このような労働環境に置かれている保育士等においては、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、賃金も低いことから、その確保と定着が喫緊の課題となっている。

中でも、職員の配置基準については、例えば、4～5歳児の子ども30人に対し保育士等1人という基準が70年以上見直しされておらず、1人の担任が多数の子ども及びその家庭を支える状態となっており、全く改善されていない。

また、公定価格に係る「地域区分」についても、東京23区は「20/100地域」と単価が最も高くされている一方、全国の約7割を占める「その他地域」は単価が最も低くなっており、その多くは人口が減少している過疎地域となっている。

そのため、都市部と過疎地域で子どもの育ちを支えている保育士等の待遇に差が生じ、保育人材が都市部へ流出する一因となっており、人口減少地域における人材確保が一層困難の状況となっている。

さらに、障がい児保育に対応する保育士等も加配に係る地方交付税措置については、受入障がい児数の増加に伴い、平成30年度より交付額が拡充されたが、障がい児2人に対して保育士等1人の配置を基準とする考え方は見直しされていない。

実際の保育現場では、保育所等が自らの負担で保育士等を雇用するなど、多大な負担が生じている。未来を担う子ども達が健やかに成長できる地域社会を実現するためには、保育サービスの担い手を適切に確保することが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 保育士等の配置基準の見直しを行うこと。
- 2 公定価格にある地域区分については、過疎地域の実情も踏まえ、見直しを行うこと。
- 3 障がい児保育に対応する保育士等の加配について、配置基準を見直し、地方交付税措置額の更なる拡充を行うこと。
- 4 保育士等の賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ること。
- 5 保育士等の処遇改善に必要な財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 3 号

漁業の持続的な成長に向けた政策の強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 24 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	中谷喜英
〃	上野清隆	〃	林直史
〃	若林高	〃	高辻伸行
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野真樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉
〃	上田朋和		

漁業の持続的な成長に向けた政策の強化を求める意見書

水産業は、ユネスコ無形文化遺産である「和食」の重要な構成要素である水産物を供給する唯一の産業であり、我が国の食生活だけでなく、文化や観光を始めとする多くの産業を支えている。

しかしながら、地球温暖化に伴う漁業環境の変化や外国漁船による乱獲等により、サケやサンマ、スルメイカを始めとする多くの魚種の漁獲量は低迷し、かつて世界一を誇った漁業生産量は、今やピークの半分以下に減少している。

令和3年6月、水産庁の「不漁問題に関する検討会」は、近年サケやサンマ、スルメイカの不漁は海洋環境の変化や中国など外国漁船による乱獲が要因であり、不漁が「長期に継続する可能性がある」と指摘した。同検討会はその対応策として次世代型漁船の導入や複数の魚種を狙う操業形態への転換を提案しているが、それには漁船の新造や改造に加え、流通販売面も含めて代替とすべき魚種を検討する必要があるなど、個々の漁業者にとって現実的ではない部分が多いため、国は外国漁船による乱獲への対応とともに、現実に応じた対応をとることが必要である。

また、令和2年12月に施行された「漁業法等の一部を改正する等の法律」は、漁業を魅力ある産業とし、水産物の安定供給を果たすことを目的としており、そのための手段に過ぎない新たな資源管理システムの構築ばかりが漁業現場の実態を無視する形で急がれるようなことがあってはならない。

よって、国におかれては、漁業の持続的な成長を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 海洋環境の変化による不漁対策について、漁業現場の実態に即した現実的な支援策を早急に検討し、実施すること。
- 2 我が国周辺水域の水産資源が諸外国の違法操業によって乱獲されている事態の解消に向け、関係国・地域に対して強力な外交交渉を展開するとともに、外国漁船の違法操業に対する取締りを一層強化すること。
- 3 新たな資源管理システムの導入はスケジュールありきではなく、漁業者の十分な理解と了解を得たことが確認された魚種及び漁業種類から適用すること。また、地域の実情を踏まえた透明性の高い運用を行うこと。
- 4 海洋をめぐる環境が激変している中、漁業者が安心して資源管理に取り組み、将来にわたり漁業に従事することができるよう、漁業収入安定対策事業及び漁業経営セーフティネット構築事業の更なる強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。